

平成27年11月24日

就労移行支援事業所  
就労継続支援A型事業所 管理者 様  
就労継続支援B型事業所

旭川市福祉保険部指導監査課長

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における  
施設外就労に係る基本報酬の算定について

このことについて、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部福祉課長通知）5（2）①のアからオにおいて、報酬算定に必要な条件（要件）が定められておりますが、施設外就労の実施にあたっては、次の点に留意してください。

なお、上記通知のアからオまでの要件を全て満たさなければ、基本報酬を算定できないことに注意してください。

### 1 施設外就労ができる利用者の総数

利用定員の100分の70までです。施設外就労加算の算定の有無を問わず、利用定員の100分の70を超えて提供された施設外就労は認められません。万一、利用定員の100分の70を超えて施設外就労を行った場合には、当該日に施設外就労を行った利用者全員分について、基本報酬を算定できませんので注意してください。

### 2 職員の配置

施設外就労を行うユニットごとに配置する職員（職業指導員、生活支援員、就労支援員に限る。）は、各事業所において届け出ている報酬算定上必要とされる「7.5:1」、「10:1」又は「6:1」等常勤換算方法による職員配置が必要となります。よって事業所本体と施設外就労を行うユニットの職員配置基準は同じになりますので、双方とも配置基準を満たす必要があります。施設外就労のユニットで職員に不足が生じ、職員基準を満たさない場合、仮に、事業所本体においては、職員配置基準を満たしていたとしても、施設外就労としての要件を満たさなくなるため、その日に行われた施設外就労のユニットについては、原則として基本報酬は算定できませんので注意してください。

そのため、各事業所においては、必要な職員の配置を常に確認するため、毎月、事業所本体の職員配置と施設外就労のユニットごとの職員配置について、勤務形態一覧表等の関係書類を必ず作成してください。

### 3 最低2日の達成度の評価

施設外就労の利用者は、月の利用日数のうち最低2日は事業所内で訓練目標に対する達成度を評価することになっていますが、この要件が満たされない利用者がある場合は、その月に行った施設外就労の要件を満たさないものとなるため、当該利用者について、その月の施設外就労分の全てについて、基本報酬を算定できませんので注意してください。

なお、施設外就労の基本報酬の算定については、上記1から3で確認したこと以外にも、基本報酬算定の要件がありますので、先の「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」をよく確認した上で事業を実施してください。

【担当】旭川市福祉保険部指導監査課  
（障害担当） 電話：0166-25-9849  
FAX：0166-25-9090